（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二の二　［略］

２　法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

［一・二］　略］

様式第１（第４条第１項、第４条の２第１項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

［略］

［１　略］

２　電気通信設備の概要

［(1)～(3)　略］

［注１～４　略］

５　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（同令第49条の６の12で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

［６～８　略］

［３　略］

［注略］

様式第４（第４条第３項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
［１～17　略］		
18　第五世代移動通信アクセスサービス		
19　ローカル５Ｇサービス		
20　［略］		
21　［略］		
22　［略］		
23　ＢＷＡアクセスサービス	全国ＢＷＡアクセスサービス	
	地域ＢＷＡアクセスサービス	
	自営等ＢＷＡアクセスサービス	
24～28　［略］		

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二の二　［同上］

２　法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

［一・二］　同上］

様式第１（第４条第１項、第４条の２第１項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

［同左］

［１　同左］

２　電気通信設備の概要

［(1)～(3)　同左］

［注１～４　同左］

５　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（無線設備規則第49条の６の12で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。

［６～８　同左］

［３　同左］

［注同左］

様式第４（第４条第３項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
［１～17　同左］	
18　第五世代移動通信アクセスサービス	
19　［同左］	
20　［同左］	
21　［同左］	
22　ＢＷＡアクセスサービス	
23～27　［同左］	